

平成 29 年 8 月
教育委員会定例会会議録

日 時 平成29年8月24日(木)
午後1時00分～2時30分
場 所 教育委員会 会議室

平成29年8月 豊田市教育委員会 定例会 会議録

開会日時 平成29年8月24日(木) 午後1時00分
 閉会日時 平成29年8月24日(木) 午後2時30分
 場 所 豊田市役所 教育委員会 会議室(東庁舎6階)

- 出席委員

	教育長職務代理者	豊田 彬子
委 員	藤田 由美子	
委 員	神崎 恭紀	
委 員	天野 勝美	
委 員	明木 茂夫	

- 説明のために出席した職員

1：教育行政部	教育行政部長 教育行政部副部長 教育政策課長 文化財課長 図書館管理課長 美術館副館長	太田 庸介 近藤 卓也 近藤 孝浩 森 泰通 堀野 強 伊藤 達也
2：学校教育部	学校教育部長 学校教育部副部長 学校教育課長 教育センター所長 青少年相談センター所長 学校づくり推進課長 保健給食課長	山本 浩司 竹田 康孝 鈴木 直樹 加藤 秀昭 久野 友士 鳥居 寿 奥村 洋
3：生涯活躍部	生涯活躍部副部長 市民活躍支援課長 文化振興課長 スポーツ課長	辻 邦恵 勝野 二徹 久野 賢児 村中 正史
4：子ども部	子ども部長 子ども部副部長 次世代育成課長 保育課長	寺澤 好之 杉坂 盛雄 佐野 均 古井 幸久

- 事務局：書記

	教育政策課副課長	大久保 英幸
	教育政策課担当長	新見 徹
	教育政策課主査	志村 和彦

- 傍聴者：なし

議事日程

1 開 会

(臨時案件) 教育長の病気休暇の承認について

2 前回会議録(7月定例会)の承認について

3 議 事

番 号	案 件
議案第24号	教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見の申し出について ①豊田市立保育所条例の一部を改正する条例について ②平成29年度一般会計教育費補正予算について ③平成28年度一般会計教育費決算について
議案第25号	豊田市ものづくりサポートセンター規則の一部を改正する規則について
報告第6号	専決処分の報告について ①損害賠償額の決定について(民芸館における物損事故) ②工事請負契約の変更について(豊田市立猿投中学校校舎増築工事)

4 その他報告事項

(1) 経営状況の報告について

- ①公益財団法人高橋記念美術文化振興財団
- ②公益財団法人豊田市学校給食協会
- ③公益財団法人豊田市文化振興財団
- ④公益財団法人豊田市体育協会

(2) 債権放棄の報告について

- ①平成28年度債権放棄実績報告

(3) 審議会の結果報告について

- ①豊田市教育行政計画審議会
- ②豊田市美術館運営協議会
- ③豊田市生涯学習審議会
- ④豊田市スポーツ推進審議会

5 閉 会

平成29年8月

豊田市教育委員会定例会 会議録

1 開 会

豊田 委員：本日も、引き続き福嶋教育長が不在のため、私が教育長に代わって議事進行を務めます。それでは、ただいまから、平成29年8月豊田市教育委員会定例会を開会いたします。

前回会議録の承認の前に、臨時で教育長の病気休暇の承認についてお諮りいたします。事前に事務局より説明のあった内容を理由とした教育長の病気休暇について、6月30日に遡って承認することに異議ございませんか。

全委員異議なし

豊田 委員：異議もないようですので、教育長の病気休暇を承認いたします。
なお、休暇期間については、その療養に必要な期間といたします。

2 前回会議録の承認について

豊田 委員：それでは、続きまして、前回会議録の承認についてです。
前回会議録について、確認いただくため事前に送付させていただきました。委員の皆様からのご意見などの連絡は、今回はありませんでしたが、この内容で異議ございませんか。

全委員異議なし

豊田 委員：異議もないようですので、前回会議録を承認いたします。

3 議 事

豊田 委員：それでは、議事に入ります。
議案第24号「教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見の申し出について」①豊田市立保育所条例の一部を改正する条例について説明をお願いします。

保育課長、説明

内容：拳母こども園を認可幼稚園から認可保育所に変更するため条例の一部を改正したい。

豊田 委員：説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

藤田 委員：議案書の2ページに記載のある竜神こども園の説明がなかったのですが、竜神こども園はどうなるのでしょうか。

古井 課長：竜神こども園につきましては、今までは、公立のこども園であったものが、平成30年4月から、私立のこども園になります。そのために、拳母こども園と同じタイミングで保育所条例の別表から削除することになります。竜神こども園につきましては、幼稚園認可でなく、保育所認可であり、教育委員会の所管ではないため、特に説明をいたしませんでした。

豊田 委員：それでは、続きまして②平成29年度一般会計教育費補正予算について、学校教育課よりご説明お願いいたします。

学校教育課長、説明

内容：就学援助の入学前支給及び外国人英語指導講師の配置に関する補正予算を要求したい。

豊田 委員：次に、保育課よりご説明お願いいたします。

保育課長、説明

内容：プールに給湯器が未設置のこども園への設置費及び給食再開のための委託料等について補正予算を要求したい。

豊田 委員：それでは、説明が全て終わりましたので、2課の説明に対しての質疑を許可いたします。

神崎 委員：説明資料7ページ下に近隣自治体の状況が書いてあるのですが、他市に比べ、遅れたのには何か理由があるのですか。

鈴木 課長：制度が正式に変わったのが3月31日でしたので、準備はしてはいましたが、正式な通知が来ていない段階で、当初予算で要求することはしませんでした。今回9月市議会で補正予算を要求し、他市と同じく今年度より事業を実施しようと考えました。

豊田 委員：続きまして③平成28年度一般会計教育費決算について、教育行政部、学校教育部、生涯活躍部、子ども部の順にご説明お願いいたします。

教育行政部副部長、説明

内容：教育費全般及び教育行政部に関する決算について報告

学校教育部副部長、説明

内容：学校教育部に関する教育費の決算について報告

生涯活躍部副部長、説明

内容：生涯活躍部に関する教育費の決算について報告

子ども部副部長、説明

内容：子ども部に関する教育費の決算について報告

豊田 委員：それでは、全て説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

神崎 委員：別冊資料12ページ、9番の小中学校通学困難者支援補助金として2名で4万5,600円の支出、それから、10番の中学生通学困難者電動アシスト自転車購入補助費として、対象者5人となっています。この2人と5人というのは、どの地区のどういう方に対して支給されましたか。

鈴木 課長：9番の2名につきましては、矢並地区の対象者です。10番については、松平中学校の生徒が対象者です。10番については、今年度よりスクールバスを走らせていますので、今いる生徒たちが卒業すると、対象者はいなくなります。

神崎 委員：松平中というと、それほど通学距離が長くないと思いますが、他との不公平感はないのでしょうか。

鈴木 課長：松平中学校地区は、6キロ以上の遠距離通学の指定に該当する地区で、当初は、他の地区と同様にスクールバスを運行する予定でしたが、松平地区だけは、当時なかなか地区の合意が得られず、スクールバスに一本化できませんでした。そのため、自転車通学者に電動アシスト付自転車の補助を行うことを制度化しました。今年度からスクールバスを運行しておりますので、今の補助対象者が卒業すると、この地区の対象者はなくなります。他の地区との違いによる不公平感は、特にございません。

神崎 委員：9番の矢並地区の2名で、レールバス廃止に伴うという部分が理解しにくいのですが。

鈴木 課長：レールバス廃止に伴うという表現になっていますが、矢並地区については、高橋中学校へ名鉄バスで通っている生徒2名が遠距離等での長時間

通学に該当しているため、その定期券代を補助しています。

神崎 委員：小中学校通学困難者支援補助金となっていますが、実際の補助対象は中学生のみということですか。

鈴木 課長：そのとおりです。

豊田 委員：それではお諮りいたします。

議案第24号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全委員異議なし

豊田 委員：異議もないようですので、議案第24号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第25号「豊田市ものづくりサポートセンター規則の一部を改正する規則について」ご説明をお願いいたします。

市民活躍支援課長、説明

内容：豊田市ものづくりサポートセンターの移転に伴い、規則を改正したい。

豊田 委員：説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

質問なし

豊田 委員：議案第25号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全委員異議なし

豊田 委員：異議もないようですので、議案第25号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、報告第6号「専決処分の報告」に移ります。

①損害賠償額の決定について、ご説明をお願いいたします。

文化財課長、説明

内容：民芸館での草刈作業における物損事故の経緯及び賠償額について説明

豊田 委員：説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

質問なし

豊田 委員：次に②工事請負契約の変更についてご説明お願いいたします。

学校づくり推進課長、説明

内容：猿投中学校校舎増築工事について、仮設排水釜場設備の追加等が必要になったことによる変更契約の締結について説明

豊田 委員：説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

質問なし

4 その他報告事項

豊田 委員：それでは、その他報告事項に移ります。

(1) 経営状況の報告について4件ございます。

まず、①公益財団法人高橋記念美術文化振興財団について、担当課からご説明お願いいたします。

美術館副館長、説明

内容：当該財団の平成28年度主要事業及び決算について説明

豊田 委員：この件につきまして、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

質問なし

豊田 委員：次に②公益財団法人豊田市学校給食協会について、担当課からご説明お願いいたします。

保健給食課長、説明

内容：当該財団の平成28年度主要事業及び決算について説明

豊田 委員：この件につきまして、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

質問なし

豊田 委員：では、次に、③公益財団法人豊田市文化振興財団について、担当課からご説明お願いいたします。

文化振興課長、説明

内容：当該財団の平成28年度主要事業及び決算について説明

豊田 委員：それでは、この件につきまして、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

質問なし

豊田 委員：次に、④公益財団法人豊田市体育協会について、担当課からご説明お願いいたします。

スポーツ課長、説明

内容：当該財団の平成28年度主要事業及び決算について説明

豊田 委員：この件につきまして、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

質問なし

豊田 委員：では、続きまして、(2)債権放棄の報告に移ります。

①平成28年度債権放棄実績報告について、担当課からご説明お願いいたします。

保健給食課長、説明

内容：平成28年度に放棄した債権の金額及び放棄事由について説明

豊田 委員：この件につきまして、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

藤田 委員：債権放棄するまでの期間はどれぐらいなのでしょう。

奥村 課長：放棄の事由によっても変わってきますので一概には言えませんが、例えば、消滅時効の場合は、民法上の規定になりますので、2年経過した時点で何も納付の意思がなければ、これは消滅時効に該当することになります。今回の場合は、消滅時効ではなくて、生活困窮を理由としております

ので、2年ではなく、実際にはもう少し前の滞納となります。平成24、25年当時の給食費の滞納もありますので、若干年数はかかっています。

豊田 委員：続きまして、(3) 審議会の結果報告について、4件ございます。

①豊田市教育行政計画審議会について、担当課からご説明お願いいたします。

教育政策課長、説明

内容：審議会での協議事項及び報告事項について説明

豊田 委員：この件につきまして、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

質問なし

豊田 委員：次に②豊田市美術館運営協議会について、担当課からご説明お願いいたします。

美術館副館長、説明

内容：審議会での協議事項及び主な意見について説明

豊田 委員：では、この件につきまして、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

質問なし

豊田 委員：次に③豊田市生涯学習審議会について、担当課からご説明お願いいたします。

市民活躍支援課長、説明

内容：審議会での協議内容と今後の予定について説明

豊田 委員：この件につきまして、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

質問なし

豊田 委員：次に④豊田市スポーツ推進審議会について、担当課からご説明お願いいたします。

スポーツ課長、説明

内容：審議会での議事及び主な意見について説明

豊田 委員：この件につきまして、ご質問がございましたらよろしくお願ひいたします。

質問なし

豊田 委員：以上で、事前に報告のありました案件については全て終了いたしました。その他に連絡事項などございましたらよろしくお願ひいたします。
ないようですので、これをもちまして、平成29年8月豊田市教育委員会定例会を閉会いたします。

この会議録は、会議の内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年8月28日

豊田市教育委員会

教育長職務代理者

豊田 彬子